

世界の税収総額

August 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 1 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、23,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

2017 年度における世界 185 ヶ国における GDP の総額は約 80 兆ドルに上り、主要な内訳は米国 20 兆ドル、中国 12 兆ドル、日本 5 兆ドルとなっています。

これらに対して、世界の税収（社会保障料徴収を含む）の総額は約 20 兆ドルと推計され、米国 5 兆ドル（税負担 25%）、中国 2.7 兆ドル（税負担 22.5%）、日本 1.5 兆ドル（税負担 30%）と推計されます。

この中で、VAT は世界 165 ヶ国で導入され、総額 3 兆ドル、税収の 20%、GDP の約 7%を占めるものといわれています。

VAT(付加価値税)発展形態

国境調整税としての発展

国境調整税とは、国境税とも呼ばれ、輸出入により商品が国境を出入りする際に賦課あるいは還付される租税をいい、消費税がその代表といわれます。

この国境調整税の背景には、いまから 60 年程前 1950 年代の欧州の状況があります。当時の欧州においては、各国が激しい互いに輸出競争を展開していると同時に、当時強大であった米国、ソ連に対応するための欧州諸国による統合単一市場の実現が目標とされ、ここでは輸出補助金が重大な問題となっていました。各国による議論の結果、その廃止に向けた取組の中で国際ルールとして輸出時に輸出価格から間接税分を還付することは認めるものとされました。

ここで、注目されたのが 1954 年にフランスにおいてはじめて導入されたばかりの VAT です。その当時多くの国において採用されていた間接税はそれぞれが独自のものであり、輸出段階で商品価格から間接税部分を正確に取り出すことは実務的にはほぼ不可能な状態でしたが、VAT では生産と流通のいかなる段階にあっても、その商品価格に占める間接税の割合が明確であるというメリットを有していました。このような背景により、VAT はまず欧州において広く採用されるようになり、その後、国境調整税という性質を有したまま、世界各地に広がっていくことになりました。

税制の長い歴史から見ると極めて新しい税目である付加価値税ですが、欧州において 1960 年代後半に現代的な付加価値税に衣替えしてから急速な広まりをみせ、いまや政府の税収を支える基幹的な税目として、上述のように世界 165 ヶ国で導入されており、OECD に加盟するほぼ全ての国において採用されるようになっており、米国だけが採用していません。

日本においても、1989（平成元）年に消費税として導入され、その後約 30 年が経過し、近年、消費税は、制度として定着しただけでなく、その果たすべき役割はさらに重要性を増しており、財政再建、社会保障財源、地方分権といった観点から、昨今の税制改革論議において大きな議論の的となっています。

税収カテゴリー

OECDにおける定義では、税金とは、政府に対する強制的、一方的な支払いを意味し、一般的に大きく次のような 5 つのカテゴリーに区分されるものとされています。利益または資本に対する税金、社会保障料、給与人的資源に対する税金、資産に対する税金、財貨及びサービスに対する税金。

また、財貨及びサービスに対する税金には、消費税、関税等が含まれ、消費税は、さらに、付加価値税と売上税に区分されます。

ここで、付加価値税とはバリューチェーンにおける各段階毎の付加価値を課税標準として課される多段階消費税をいい、売上税とは各段階の売上金額を課税標準として課される多段階消費税といえます。

中国における VAT

中国における VAT である増値税収入は 6 兆 1,529 億元で、対前年比 9.1%（前年 38.5%、営業税の影響含む）の伸びとなっており、増値税収入の税収全体約 15 兆元（社会保障料収入の属）に占める割合は 39.3%（前年 39.1%）となっている。

中国における増値税収入の割合は営業税との統合もあり、近年大幅に伸びており、ほぼ半分に近い 42.6%となっています。

しかしながら、2018 年以降の継続的な適用税率の引下げもあり、今後はその割合が減少していくことが予定されているものといえるでしょう。

ここで中国以外の OECD 主要国におけるこれらの割合は 12~15%（オーストラリア、カナダ、日本、スイス、イタリア、フランス等）、15~20%（韓国、オランダ、スペイン、トルコ等）、20~25%（アイルランド、イギリス、メキシコ等）、ニュージーランド 30%、チリ 40%となっています。

従って、中国は主要国の中で付加価値税が税収に占める割合の最も高い国となっているといえます。



VAT を巡る今後の状況

VRR (VAT Revenue ratio: 付加価値税歳入比率) とは、徴収された付加価値税収入と、付加価値税制度の基準全体に対して付加価値税が標準的な税率で適用された場合に理論的収入との差を示す指標であり、各国毎の VAT の潜在的な課税ベースを示す指標とされています。

ここでは、付加価値税の徴税効率を向上させることで、追加の収入が得られる可能性がまだあることが示唆されます。

OECD 全体で見た場合には、その単純平均は比較的安定しており、2016 年の 0.56 は、2015 年の 0.55 となり、潜在的な VAT 収入の 44% が徴収されていないことを意味しています。ここでの課税ベースの浸食はさまざまな要因によって引き起こされる可能性があります、VAT システムの効率を改善することによって追加の収益を上げるための大きな可能性があることを示唆しています。

中国においても、同様に、今後個人間の取引にかかわる増値税収入徴収を含め、VAT 制度のさらなる効率改善が図られていくものと予想されていますが、一方で、税収総額に占める増値税収入割合については、所得税収入割合の継続的上昇が目指されており、よりバランスの取れた税収確保を図ることが予定されています。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn